

農業委員会の早期正常化を求める決議

当議会においては、令和6年第2回定例会において、「宇陀市農業委員会委員の任命同意について(令和6年7月19日任期満了に伴うもの)」(議案番号・同意第20号)に関して、不同意といたしました。但し、同議案は、中立委員(農業委員会等に関する法律第8条第6項。以下、同法を単に「法」と言います)の任命にかかるもので、その他の委員の任命につきましては、いずれも同意しております(議案番号・同意第9号～19号)。

ここで、過日より、宇陀市農業委員会のホームページには、「農業委員の不在について(ご報告)」と題する文書が掲載され、「(宇陀市議会による)不同意により、農業委員が不在となれば、農業委員会が開催できず、農業施策が停止する恐れがある」「市は、議長にしかできない解決策をお願いしていますが、未だ動きは無く、市ではどうすることもできず、農業委員会開催の見通しは立っておりません。」といった記載がなされています。また、8月16日付で、再度、市議会における賛否についての詳細を記載した上で、「(市議会による)不同意により、中立委員が不在となり、全ての農業委員の任命を行うことができず、7月20日以降、農業委員会がない状態となりました。」、「この結果、8月13日開催予定の農業委員会が開催できず、7月20日以降、皆様からの農業委員会への申請が受付できない状況が続いております。」といった記載がされています。さらに、「広報うだ」(2024年9月号)にも、「この不同意により、中立委員が不在となり」とも記載されています。

しかし、前任の委員については、「その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う」と記載されています(法第10条第2項)。この規定は、農業委員会の事務の重要性に鑑み、様々な事情によって後任の委員の就任が遅れてしまった場合にも、その事務が滞ることのないよう手当したものです。

また、農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから市町村長が任命するものであり、当議会においてなしうるのは、当該任命行為に対する同意・不同意のみとなっております(法第8条第1項)。ましてや、この件に関して「議長」

(地方自治法第 104 条)に特段の権限が付与されているわけではありません。したがって、「議長にしかできない解決策」など客観的には、存在しません。また、「議長預かりの案件」とホームページに記載されていますが、議長が預かるとは、一言も発言していません。加えて、「議会に対して要請してまいります。」と記載されていますが、議会に対して何を要請されるのでしょうか。重ねて申し上げますが、この案件に関し、議会は、同意・不同意を致すことしかできません。

そもそも、農業委員会は、農業全般にわたる問題を農業者の総意と自主的な協力とによって総合的に解決していくことを目的とする行政委員会です。農業者を含む宇陀市民に対し、不的確、不正確な内容の情報を公費で提供することは、その目的に反するばかりか、今後の宇陀市における農政の運営にとって極めて有害です。したがって、宇陀市農業委員会事務局におかれましては、すみやかにホームページの記載を訂正されるよう求めます。

当議会が不同意の議決を行ってから、既に 2 か月以上の時間が経過しております。議会として求めることは「中立委員の公募、もしくは、議案の差し替え」です。これを行えるのは、市長のみであり、当議会には、その権限はありません。これは、宇陀市長としての職務ですので、その懈怠は許されません。議会としても、宇陀市の農政の停滞は何としても防ぎたく、議案として提出していただければ、すみやかに審議する準備があります。

記

- 1.宇陀市長には、1日も早く中立委員の公募、もしくは市長が適当と認める者を選定し、当議会に議案として提出すること。
- 2.農業委員会事務局の「農業委員会の不在について」及び金剛市長の「農業委員会の再開に向けて」のホームページ、及び広報の記載を訂正すること。

以上、決議する。

令和 6 年 9 月 5 日

宇陀市議会